

# 自立相談支援機関の共同設置と 就労支援の取組について

熊本県菊池市

# 構成市町の概要(2市2町) (平成25年12月1日現在)

## 菊池市(菊池市福祉事務所)

|         |          |
|---------|----------|
| 人口      | 50,795人  |
| 世帯数     | 18,411世帯 |
| 65歳以上人口 | 14,605人  |
| 高齢化率    | 28.9%    |
| 保護率(世帯) | 19.7‰    |

## 合志市(合志市福祉事務所)

|         |          |
|---------|----------|
| 人口      | 58,142人  |
| 世帯数     | 21,834世帯 |
| 65歳以上人口 | 12,191人  |
| 高齢化率    | 20.9%    |
| 保護率(世帯) | 8.55‰    |

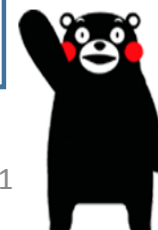
## 熊本県菊池福祉事務所

### 大津町

|         |          |
|---------|----------|
| 人口      | 33,427人  |
| 世帯数     | 12,442世帯 |
| 65歳以上人口 | 6,480人   |
| 高齢化率    | 19.4%    |
| 保護率(世帯) | 11.0‰    |

### 菊陽町

|         |          |
|---------|----------|
| 人口      | 39,248人  |
| 世帯数     | 15,309世帯 |
| 65歳以上人口 | 6,863人   |
| 高齢化率    | 17.5%    |
| 保護率(世帯) | 12.3‰    |



# 共同設置の経緯

## ○ 生活保護世帯の推移

|     | H19年3月 |   | H25年3月 |
|-----|--------|---|--------|
| 菊池市 | 196世帯  | → | 322世帯  |
| 合志市 | 97世帯   | → | 167世帯  |
| 大津町 | 77世帯   | → | 127世帯  |
| 菊陽町 | 99世帯   | → | 175世帯  |

☆ 課題が共通していた。

☆ 消防・火葬・ごみ処理等の分野で連携して行政サービスを提供していた菊池圏域内自治体と協議した結果



# 菊池圏域2市2町で実施するモデル事業

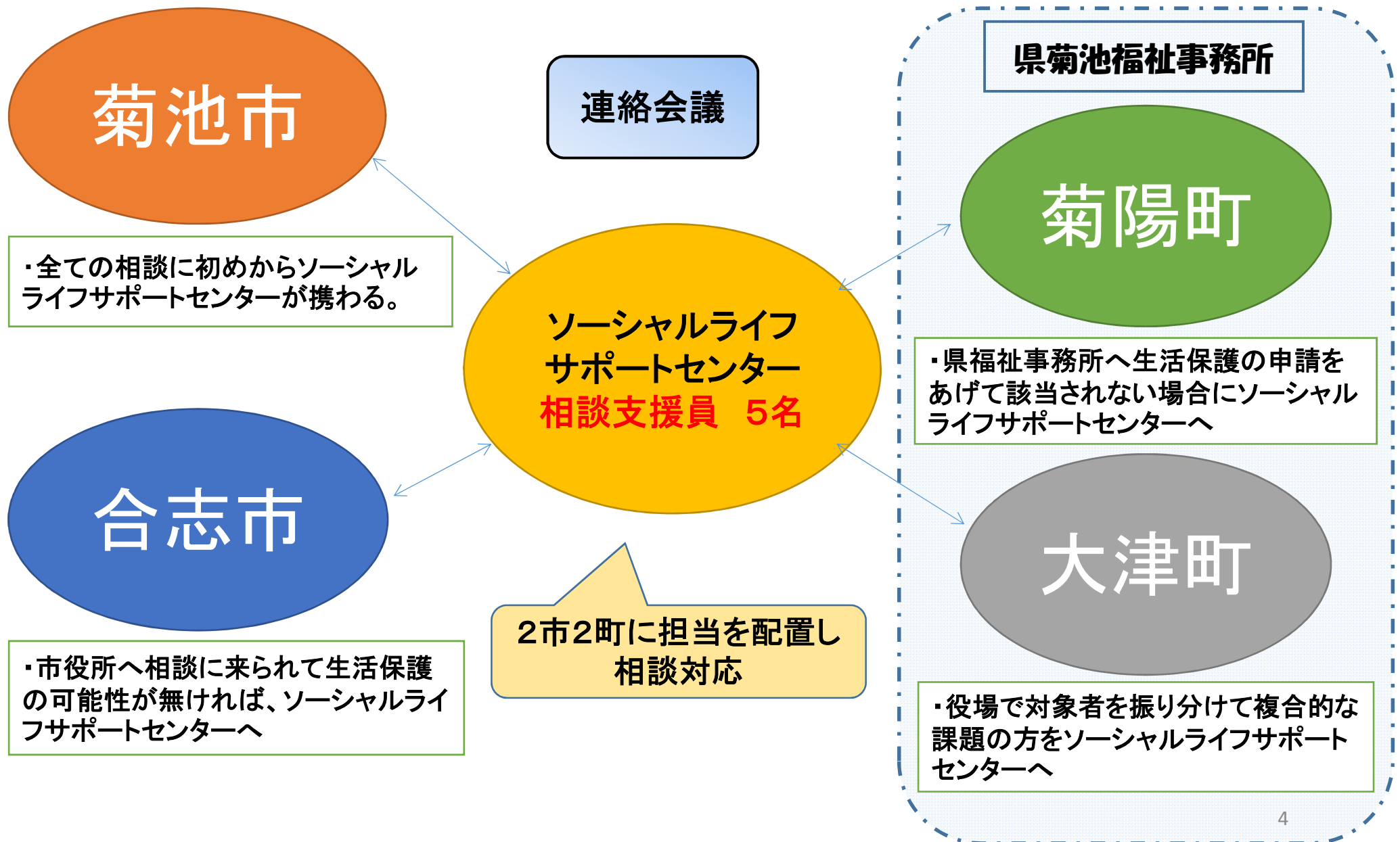
## ○ 自立相談支援モデル事業

- ☆ 社会福祉法人 菊愛会に委託、社会福祉法人の事務所にソーシャルライフサポートセンターを設置し、2市2町の担当者を配置（合計5名）  
担当市町の支援に留まることなくそれぞれが連携し横断的な相談支援を実施。
- ☆ アウトリーチを基本として複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制や関係機関とのネットワークづくりを推進する。
- ☆ 圏域での連絡会議（3ヶ月に1回程度）

## ○ 就労準備支援モデル事業

- ☆ 社会福祉法人 菊愛会に委託、一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験など、個人のニーズに合致した支援を段階的に実施する。

# 菊池圏域の相談事業



## ○ ケース検討会

ケアマネジャーからの情報提供により包括支援センター・保護係・高齢福祉係・福祉係・相談支援員とのケース検討会



## ○ 庁内連携

高齢支援課・子育て支援課・教育委員会・消費生活支援センター等関係各課との連携により縦割りにとどまらない総合的に対応するシステムを整える。



## ☆（仮）総合対応会議の定例化

市民の生活課題の相談に関わる関係部署に加え、納税・所得や水道料・給食費・市営住宅費等の納入状況に関する情報を持つ部署等が、必要に応じ一同に介し、総合的な対応を検討する会議を定例化する。

## ☆ 携わる職員の研鑽

各課が連携して対応することで、事例の検討を通して参加する職員自身の提案や課題への“気づき”に関する能力の研鑽につなげる。

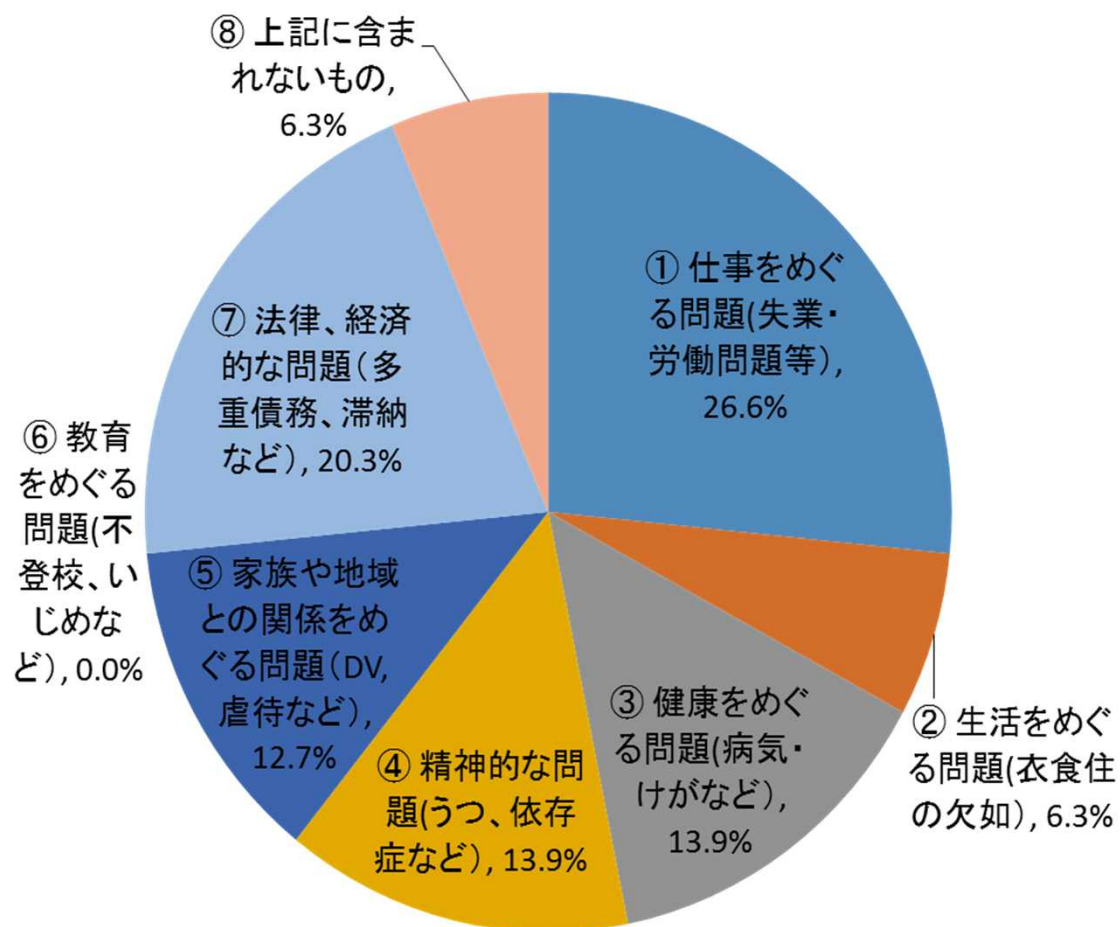
## ☆ 近隣での課題の気づきと相談窓口へのつなぎ

相談窓口には訪れていないが、障がいや虐待、多重債務、病気等の課題を抱える世帯、ひとを早い段階で気づく見守りネットワークとの連携を図る。

**地域づくりという視点から  
地域福祉計画での位置づけ  
コミュニティソーシャルネットワークの体制整備**



## ○ 12月末までの実績



| 生活困窮者自立促進支援モデル事業実施状況        |     |     |     |    |
|-----------------------------|-----|-----|-----|----|
| 相 談 内 容                     | 10月 | 11月 | 12月 | 総計 |
|                             | 22  | 21  | 36  | 79 |
| ① 仕事をめぐる問題(失業・労働問題等)        | 5   | 5   | 11  | 21 |
| ② 生活をめぐる問題(衣食住の欠如)          | 1   | 2   | 2   | 5  |
| ③ 健康をめぐる問題(病気・けがなど)         | 2   | 4   | 5   | 11 |
| ④ 精神的な問題(うつ、依存症など)          | 6   | 3   | 2   | 11 |
| ⑤ 家族や地域との関係をめぐる問題(DV, 虐待など) | 2   | 3   | 5   | 10 |
| ⑥ 教育をめぐる問題(不登校、いじめなど)       | 0   | 0   | 0   | 0  |
| ⑦ 法律、経済的な問題(多重債務、滞納など)      | 6   | 4   | 6   | 16 |
| ⑧ 上記に含まれないもの                | 0   | 0   | 5   | 5  |

# 就労支援の取組について

従来の就労支援については、ハローワーク、若者サポートステーション等との連携により実施。

平成25年10月に社会福祉法人 菊愛会に委託して就労準備支援事業を開始、現在までに就労準備支援事業につながった事例はない。

しかし

ケアマネジャーからの相談

事例:Aさん 50代男性、無職 母と2人暮らし

- ・ 母の年金で生活 ・ 母は、要介護1（デイサービス・配食サービス）
- ・ **課題・・・本人の認識がない**



自分の状況に不満のない対象者は、就労準備支援事業で対応できない。相談支援による訪問を重ねることで将来の生活困窮者からの脱却を図る。

**☆ 自立支援プログラムの取組(ノウハウ)を新制度に移行させていく**